

議案第 38 号

橋本市高年齢者労働能力活用研修センター設置及び管理条例の一部を  
改正する条例について

橋本市高年齢者労働能力活用研修センター設置及び管理条例の一部を改正す  
る条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市高齢者労働能力活用研修センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市高齢者労働能力活用研修センター設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第142号)の一部を次のように改正する。  
 なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(設置)                      第1条 本市は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第36条の規定に基づき、高齢者の職業生活の充実その他福祉の増進に資するため、橋本市高齢者労働能力活用研修センター(以下「研修センター」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)                      第1条 本市は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第40条の規定に基づき、高齢者の職業生活の充実その他福祉の増進に資するため、橋本市高齢者労働能力活用研修センター(以下「研修センター」という。)を設置する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。